

令和8年度群馬県委託訓練 長期高度人材育成コース別仕様書(10月公募分)

(別表)

訓練種類	長期高度人材育成コース	長期高度人材育成コース	長期高度人材育成コース	長期高度人材育成コース	長期高度人材育成コース
訓練科名	介護福祉士養成科	保育士養成科	栄養士養成科	准看護師養成科	デジタル人材育成科
定員	25人	29人	10人	5人	16人
訓練期間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間
訓練時間	年間700時間以上	年間700時間以上	年間700時間以上	年間700時間以上	年間700時間以上
訓練目標 (目標資格) ○必須 ・任意 <資格名は例示。 同等程度に変更 や、例示以外も提 案可能>	○介護福祉士	○保育士(※習得資格) ・幼稚園教諭二種免許 (同一コース同時取得の施設のみ)	○栄養士 ・栄養教諭二種免許 (同一コース同時取得の施設のみ)	○准看護師	○基本情報技術者 ○Javaプログラミング能力検定 ○オラクルマスター
訓練内容	厚生労働大臣指定の介護福祉士養成課程のカリキュラムを中心に、座学での知識習得と実践に即した技術を習得する。	厚生労働大臣指定の保育士養成課程のカリキュラムを中心に、座学での知識習得と実践に即した技術を習得する。	厚生労働大臣指定の栄養士養成課程のカリキュラムを中心に、座学での知識習得と実践に即した技術を習得する。	都道府県知事指定の准看護師養成課程のカリキュラムを中心に、座学での知識習得と実践に即した技術を習得する。	学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程に基づき文部科学大臣が認定した職業実践専門課程
仕上がり像	介護・福祉に関する専門的知識と技術を持ち介護現場で活躍できる人材を育成する。	保育に関する専門的知識と技術を持ち保育現場で活躍できる人材を育成する。	栄養士として高度な専門的知識と技術を持ち活躍できる人材を育成する。	看護に関する専門的知識と技術を持ち看護現場で活躍できる人材を育成する。	情報システムに係る技術を有し、プログラミングができる人材を育成し、IoT、AI等情報技術の革新に対応する人材を育成する。
想定される職種・職務	・高齢者介護福祉施設 ・病院施設 ・デイサービスセンター	・保育施設 ・幼稚園(幼児) ・学童保育施設	・福祉施設 ・病院施設 ・保育園、幼稚園 ・給食センター ・食品関連会社	・病院施設 ・福祉施設	・プログラマー ・システムエンジニア ・Webプログラマー
職場実習	有り	有り	有り	有り	無し(ただし、任意設定可能)
定員に関する補足	①上記定員数は、群馬県全体の総定員数である。受託希望受講者数は、上記定員数以下とすること。 ②実施可能最少受講者数は1名とすること。 ③選考が終わるまで受託希望受講者数分の入校枠を確保し、訓練生を受け入れ可能であること。 ④訓練生と一般入学者等の合計が、訓練施設の規定定員を超えないこと。	①上記定員数は、群馬県全体の総定員数である。受託希望受講者数は、上記定員数以下とすること。 ②実施可能最少受講者数は1名とすること。 ③選考が終わるまで受託希望受講者数分の入校枠を確保し、訓練生を受け入れ可能であること。 ④訓練生と一般入学者等の合計が、訓練施設の規定定員を超えないこと。	①上記定員数は、群馬県全体の総定員数である。受託希望受講者数は、上記定員数以下とすること。 ②実施可能最少受講者数は1名とすること。 ③選考が終わるまで受託希望受講者数分の入校枠を確保し、訓練生を受け入れ可能であること。 ④訓練生と一般入学者等の合計が、訓練施設の規定定員を超えないこと。	①上記定員数は、群馬県全体の総定員数である。受託希望受講者数は、上記定員数以下とすること。 ②実施可能最少受講者数は1名とすること。 ③選考が終わるまで受託希望受講者数分の入校枠を確保し、訓練生を受け入れ可能であること。 ④訓練生と一般入学者等の合計が、訓練施設の規定定員を超えないこと。	①上記定員数は、群馬県全体の総定員数である。受託希望受講者数は、上記定員数以下とすること。 ②実施可能最少受講者数は1名とすること。 ③選考が終わるまで受託希望受講者数分の入校枠を確保し、訓練生を受け入れ可能であること。 ④訓練生と一般入学者等の合計が、訓練施設の規定定員を超えないこと。
その他	①訓練生は、原則全員同一科目受講とすること。 ②訓練の中に就職支援の時間を設けること。 ③訓練生に対する就職支援は一般入学者等に行う支援と同等以上の内容とし、訓練生の職歴・年齢等を考慮した内容とすること。	①訓練生は、原則全員同一科目受講とすること。 ②訓練の中に就職支援の時間を設けること。 ③訓練生に対する就職支援は一般入学者等に行う支援と同等以上の内容とし、訓練生の職歴・年齢等を考慮した内容とすること。	①訓練生は、原則全員同一科目受講とすること。 ②訓練の中に就職支援の時間を設けること。 ③訓練生に対する就職支援は一般入学者等に行う支援と同等以上の内容とし、訓練生の職歴・年齢等を考慮した内容とすること。	①訓練生は、原則全員同一科目受講とすること。 ②訓練の中に就職支援の時間を設けること。 ③訓練生に対する就職支援は一般入学者等に行う支援と同等以上の内容とし、訓練生の職歴・年齢等を考慮した内容とすること。	①訓練生は、原則全員同一科目受講とすること。 ②訓練の中に就職支援の時間を設けること。 ③訓練生に対する就職支援は一般入学者等に行う支援と同等以上の内容とし、訓練生の職歴・年齢等を考慮した内容とすること。